

議長（門 瀧雄）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第7 議案第3号 多度津町道路の構造の技術的基準等に関する条例(案)の制定について、議案第4号 多度津町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例(案)の制定について、議案第5号 多度津町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例(案)の制定について、議案第6号 多度津町道路占用条例の一部を改正する条例(案)の制定についてを、提案説明の都合上、一括議題と致します。

建設課長 島田君。

建設課長（島田 和博）

議案第3号から第6号まで、以上4議案を一括して提案させていただきます。まず、議案第3号 多度津町道路の構造の技術的基準に関する条例(案)の制定についての、提案説明を申し上げます。

平成23年5月2日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」いわゆる「第1次一括法」の施行により同法第33条に基づき、道路法の一部が改正されました。

この一部改正に伴い、これまで道路構造令により規定されていた都道府県道及び市町村道の構造の技術的基準は、政令で定める基準を参酌して各道路管理者が平成24年4月1日から1年以内に、条例において基準を定めることとなりました。

本条例のご説明をいたします。

第1条は、「趣旨」で本条例において道路法に基づき道路の新設又は改築を行う道路について、道路の構造の技術的基準に関する事項を定めようとするものです。

第2条は、使用する用語の意義を定める内容でございます。

2ページから11ページにかけての第3条から第12条までの間、道路の区分、幅員、設計速度等の技術的基準を規定するものでございます。

11ページから16ページにかけての第13条から第21条は、道路の線形、視距等の技術的基準を規定するものでございます。

16ページから23ページにかけての第22条から第39条は、道路の構造物、工作物、専用道路等の技術的基準を規定したものでございます。

第40条からは、道路標識は内閣府令・国土交通省令で定める寸法を参酌して定めるものとするもので具体的な道路標識の寸法、そのほかの技術的基準に関しては規則で規定する内容でございます。

附則として、施行期日については、「この条例は、平成25年4月1日から施行する。」と規定しています。

経過措置については、第 1 次一括法第 33 条の施行の日から起算して一年を超えない期間において、条例が施行される間までは当該規定は適用しないという内容でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 3 号 多度津町道路の構造の技術的基準等に関する条例（案）の制定についての提案説明を申し上げます。

次に、議案第 4 号 多度津町移動円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）の制定につきましての、提案説明を申し上げます。

平成 23 年 8 月 30 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」、いわゆる「第 2 次一括法」が施行され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されました。

この一部改正に伴いまして、これまで国土交通省令により規定されていた都道府県道及び市町村道の道路移動等円滑化基準については、各道路管理者が平成 24 年 4 月 1 日から 1 年以内に、条例において基準を定めることとなっております。

本条例のご説明をいたします。

第 1 条は、「趣旨」で本条例において特定道路の新設又は改築を行う道路について移動等円滑化に必要な構造に関する基準を定めたものでございます。

第 2 条は、使用する用語の意義を定める内容でございます。

第 3 条からは、道路移動等円滑化のために必要な道路の構造を定め、具体的な基準については規則で規定するという内容で、高齢者、障害者等の道路の移動に係る身体負担を軽減するために、必要な措置を講ずるよう努めなければならないという基本的な考え方をそれぞれ規定するものでございます。

附則として、施行期日については、「この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。」と規定してございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 4 号 多度津町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）の制定につきましての、提案説明を申し上げます。

次に、議案第 5 号 多度津町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）の制定につきましての、提案説明を申し上げます。

平成 23 年 8 月 30 日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律」、いわゆる「第 2 次一括法」が施行され、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正をされております。

この一部改正におきまして、公園管理者等は特定公園施設の新設、増設、改築

を行うときは公園施設の移動円滑化のために必要な基準については条例でこれを定めることとなり、事業主体が平成 24 年 4 月 1 日から 1 年以内に、条例において、地域の実情を勘案し、適切な基準を定めることとなっております。本条例のご説明いたします。

第 1 条は、「趣旨」で高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な公園施設の設置基準を定めるものとするという事でございます。

第 2 条から第 11 条までが不特定多数の者が利用する公園施設となっておりまして、その中では園路・広場、屋根付き広場、休憩所・管理事務所、野外劇場・野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場・手洗、掲示板・標識、公園に設ける改札口等がございます。尚、具体的な基準については規則で規定するという内容でございます。

第 12 条が「一時使用目的の特定公園施設」で災害等により使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができるという内容でございます。

以上、基本的な考え方をそれぞれ規定するものでございます。

附則として、施行期日については、「この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。」と規定をされております。

以上、簡単ではございますが、議案第 5 号 多度津町移動円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（案）の制定についての、提案説明を申し上げます。

最後に、議案第 6 号 多度津町道路占用条例の一部を改正する条例（案）の制定につきましての、提案説明を申し上げます。

平成 24 年 12 月 12 日に道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行することとされました。

この一部改正により、太陽光発電設備等及び津波避難施設は、道路の占用許可対象物件となりました。

本条例の一部改正にちきましては、道路法施行令の一部改正を受けて、町の管理する道路において、これらの物件についての占用料の額を、条例で規定するものでございます。

改正内容につきましては、新旧対象表によりご説明申し上げます。

4 ページをお願いします。

第 1 条中の下線部でございしますが、「昭和 27 年法律第 180 号」の次に「。以下「法」という。」を加えるものでございます。

次に第 5 条の下線部でございしますが、「昭和 27 年政令第 479 号」の次に「。以下「令」という。」を加えるものでございます。

4 ページ下部から 6 ページにかけての別表第 1 中の改正につきましては、まず、

5 ページをお開き下さい。

今回の道路法施行令の一部改正により表中左下部の下線部でございますが、令第7条第2号に掲げる工作物、この工作物につきましては、太陽光発電設備及び風力発電設備でございます。

次に令第7条第3号に掲げる施設、この施設につきましては、津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設でございます。

これらの物件に係る占用料の規定を追加するものでございます。

また、占用物件が追加されたことにより、表中に引用する道路法施行令第7条第2号以降の号について、2号繰り下げられたため、該当箇所の条項を改めるものでございます。

6 ページをお開き下さい。

別表第1備考第1項の下線部は、「当該電柱を」の次に「設置する者が」を加え、同項中の「この号」を「この項」に、「6」を「6条以上」に改めるものでございます。

備考第2項の下線部は、「この号」を「この項」に改めるものでございます。

7 ページでございますが、備考第3項の下線部は、「当該電話柱」を「当該電柱」に改めるものでございます。

もどりまして3ページをお願いします。

附則として、「この条例は、平成25年4月1日から施行する。」と規定するものでございます。

以上簡単ではございますが、議案第6号 多度津町道路占用条例の一部を改正する条例（案）の制定につきまして、提案説明を申し上げます。

以上、4議案の提案説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。